



火を使う人ならできる火の始末

広 報 おおつまち

№. 253 3月号 昭和47年3月発行 毎月1回発行

春の火災予防運動

火災…の季節です

火災…は油断から

- 2……大津町体育協会新しい組織で再出発 花いっぱいコンクール最優秀賞 矢護川小校区あけて祝賀会
- 3……改正された道交法、2常設消防署4月に発足 予定春の交通安全運動
- 4……米生産調整目標きまる 山火事はまさかと思うゆだから優良家畜購入補助の検査結果 町営住宅の補充入居者募集 種痘及びその判定をもれなく受けましょう 47年度大津町職員採用試験合格者
- 5……引揚者特別交付金の請求はすみしましたか 技能士への近道 確定申告の間違いは訂正できます 「健康教育研究発表」 今月の行政相談
- 6……地代及び家賃の額の改正 年金 遺産相続をめぐる紛争
- 7……善意 福祉相談 老人憩の家 今月の日曜在宅医 おめでとうございます おくやみ申します 今月の歩こう会 大津地区交通安全協会だより
- 8……白バラコーナー 消費者コーナー

花いっぱいコンクール最優秀賞

矢護川小 校区あげて祝賀会

矢護川小学校では昭和四十二、三年年度花いっぱい県二位、昭和四十四年度花いっぱい県二位、緑化コンクール県一位、全国入選昭和四十六年度花いっぱいコンクール県最優秀賞の榮譽を受けた。

これまでの歩みをふりかえってみると昭和三十年からの一豊かな情懷を育てるための学校緑化と美化」の研究にはじまる。

一戸一木運動を実践し緑化と美化にため、十数年にわたる校区あげてのたゆみない努力があった。

美しい環境とそこに学ぶ児童に豊かな情懷を培うことは、被虐の自然の中にはぐくまれてきた純心な心の中に素直にうけとめられていった。

その後これを深めるための手だてとしてあいさつ運動、善行運動、全校合唱一人一鉢、標木運動、花いっぱい運動が実践されてきた。

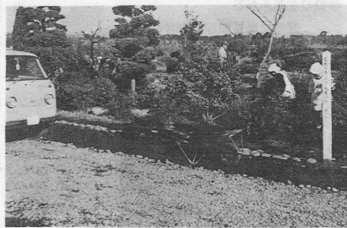
校門を入ると緑の木立の間にうきたつまつ白の標木はうきめのきれいなたたき玄関までの砂利には訪れる人が必ず感嘆の声をあげる。

また内面化をはかるため、道徳指導による結びつきが研究され美しい豊かな心が児童一人一人の中に生き生きとめばえ、本年度は「小さな親切運動」全国加盟にまで発展してきた。

これらの精進と努力が実を結び今回の榮譽となったものである。

二月十九日校区あげて祝賀式が行はれ席上記念の祝品と松苗が児童に一本ずつばられた。

尚この喜びを記念して町当局の絶大な好意による温室改造、国旗掲揚台の建設、校門前の美化とフラワボックスの建設、安全協会からの安全旗の寄贈、校区民からの心をこめた児童のはげましとなりシンボルとなる略校旗二旗が贈られた。



大津町体育協会 新しい組織で再出発

三十一年町村合併直後結成された大津町体育協会は、若手者の流出、指導者の不足などの問題を抱えてこの数年來その機能をほとんど失っていたが、最近種目団体の結成が活発になり体協再編を望む声が高くなってきたため、関係者で再三協議を重ねた結果、新しく会則を定め、二月二十三日種目代表者七〇名が集って再編結成式を催した新しい体協は十四の種目団体によって構成され、望ましい社会体育の発展のため、種目間の連絡強化、指導者つくり、主催事業の開催など力を注ぐことになっていく。

役員及加盟種目団体は次の通り

人口の動き

出生	19
死亡	13
転入	77
転出	58
自然増	4,645
人口	4,204
人口	19,086
人口	10,118

内出 14日
内入 14日
引越をしたら
役場の窓口を
（転入）（転出）

- 会長 石崎日出夫
- 副会長 山名 繁男
- 理事 藤本たつよ
- 卓球協会 荒木 幸夫
- バドミントンクラブ 坂本嘉代子
- 野球協会 合志 幸雄
- ソフトボール協会 西代 努
- 剣道クラブ 田代 清也
- 柔道クラブ 石原 勉
- 歩こう会 東 雄志
- 学校社会体育クラブ 坂本恵一郎
- 庭球クラブ 江藤 恒喜
- 野外活動研究会 中村 広
- 山岳会 村上 直人
- バレーボールクラブ 斉藤 周一
- バスケットクラブ 村田 直人
- 水泳協会 武田 征伍
- 事務局 公民館

改正された道交法

No. 2

常設消防署

四月に発足予定

路線バスに優先通行帯を設置
路線バスなど公共輸送機関の通行を優先させるため路線バスの「専用レーン」「優先レーン」が指定されることになりました。

ア、専用レーン
車両通行帯の通行区分の指定により設けられるもので他の自動車は、左折等のほかは通行できません。

イ、優先レーン
優先レーンを通る他の自動車は、路線バス等の進行を妨げてはならないことになりました。

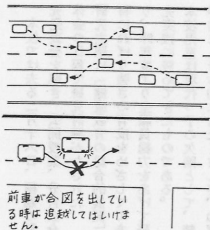
○路線バス等が後方から接近してきた場合に、混雑のために通行帯から出られないことが予想されるときは通行できません。

○優先通行帯を通行している車は、後方から路線バス等が接近してきた時は、すみやかに通行帯の外に出なければなりません。

○バス停から発進するためバスの進路変更の合図を認めた場あい、他の車はこれを妨げてはならないことになりました。

② 不必要な急ブレーキおよび進路変更の禁止
ア、危険防止のためやむをえない場合の他は急ブレーキをかけることを禁止されます。
イ、また、走行中もやみに進路を変更することも禁止されます。

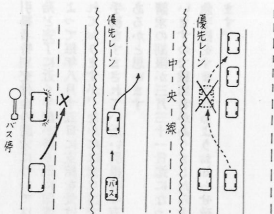
③ 進路変更の合図を出した車の妨害禁止
前車が右折左折の合図をしたら後続車は、合図している車の進路変更を妨げてはいけません。



消防機関 本部・署・分署体制
本部 消防長 一名
署 一署長(消防長兼任)
庶務係長 予防係長 警防係長各一名
第一 第二 第三 第四分隊各六名 二十七名
分署 一分署長(一名) 係長(二名) 十四名
第一 第二分隊 各六名 十四名
計 四十二名
予定

(3)

二、新しい交通ルール
① 三車線以上では、もつとも右側が道車線越し



春の交通安全運動

4月6日～16日

新入学児の安全確保

今春の安全運動は四月六日から四月十五日までの二〇日間全国一斉に行なわれます。この時期は新入学入園の時にあり、子ども特に幼児の事故が増加しています。そこで今回の運動の重点目標は小学校以下の新入学児童園児を初め全学童園児が通学通園路を安心して通れる様交通安全の徹底を期す事になりました。

その施策として、小学校、幼稚園、保育園を中心に半径五〇メートルの範囲をスクールゾーンと定め、この中ではごとの安全を絶対優先させ、総合交通安全対策を集中的に実施することになりました。

当町でも大津小を初め、各小学校でスクールゾーンを設定し、その入口には標識を立て、範囲を明確にします。運転者はもちろん地域住民の皆様も、この主旨を理解し、子供に事故のない様御配慮いただき春の交通安全運動が立派に目的を達します様御協力をお願いします。

米生産調整目標きまる

昨年の米生産調整は生産者各位のご協力により町では七百六十四屯の調整目標数量に対し百七％の実績をあげましたが、ここの調整目標も一月二十一日次のとおり決定しました。

農業事情がきびしいときではあります。が全国的な食糧需給状況から止むを得ないことでもあり本年も又昨年同様生産者各位のご協力をお願いします。

47年産米調整目標及申込限度数量

市町村	目標数量	前年比	限度数量	前年比
市	552 t	72%	3,207 t	109%
町	367	75	2,259	108
村	330	188	854	121
大津	368	80	1,816	109
合	545	200	984	101
西	576	67	3,893	109
七	222	73	1,243	112
旭	1095	68	7,073	109
菊	4055	82	21,329	109
熊	49,100	89	232,400	106

山火事は

まさかと思う ゆだんから

山林火災は、一月より五月の中旬頃までが多発する時期です。

山林原野等の整地地格の際、火入れするときは、森林法の規定により、必ず先ず火入申請書を提出して、市町村長の許可を受けて実行して下さい。

市町村長が、これを許可した時は隣接市町村農事務所地区警務署、地元消防団、等にそれぞれ通知することになっておりです。

個人林及び持山の場合も同じです。昨年は、大津地区で出火不明の山林火災一件整地のための火入失火二件があり、いづれも地元部落及び消防団の必

死の消火作業により大事に至らず、喰い止められたましたが長野県、北海道、或はその他の地方で何百何千の山林が一瞬にして灰燼に期した実例があります。郷土の緑は我々の力で守らなければなりません。

特に山林で働く人、ハイカー等の入山者、森林所有者…その他農耕者のご協力をお願いします。

たき火の後始末を完全に
たはこの歌がはかならず消す
火入れ申請許可はかならずとる

優良家畜購入補助の 検査結果

二月十八日東肥畜産農業協同組合に於いて農事務所畜産課長以下三人の審査員により補助検査を実施致しました。結果次の通り決定致しました。

受検頭数 七十八頭
合格頭数 六十頭(乳用牛三〇頭、肉用牛三〇頭)

一頭当り二万円、計一、二〇〇千円の助成を決定した

町営住宅の明渡しが あつた場合 補充入居者募集

募集期間 三月六日～三月二十一日
申込資格 本町及び隣接町村に住所又は勤務場所若しくは事業所を有し、且つ住宅に困窮している方で、公営住宅法に定める収入がある方

抽せん日 三月二十八日(火)
午後一時三〇分

役場四階大会議室
申込先 役場総務課
くわしいことは、総務課に

種痘及びその判定を もれなく受けましょう

種痘及びその判定については、別表のとおり計画しておりますので該当者はかならず受けて下さい。

今回の該当者は左記のとおりです。
生後六月～一四ヶ月の幼児
小学校入学生
小学校卒業児(六年生)

種痘子防接種及判定計画

時間 二時～三時

場 所 接種日 判定日
矢見川小 三月十四日 二十一日

護川小 十四日 二十一日

大津小 十五日 二十二日

陣内幼 大小 大幼 大保 十六日 二十三日

大東小 南小 陣幼 十六日 二十三日

大東小 瀬幼 十七日 二十四日

中央公 大津 高尾野 新古屋

昭和四十七年度大津町 職員採用試験合格者

学科試験を県人事委員会に委託し、合格者の中から人物試験を実施しましたところ次の方々が合格され、職員採用候補者名簿」に登録されました。

この方々は、大津町職員定数に欠員を生じた場合採用されることとなります。

滝川 光子 吉谷 佳子

大塚多鶴子 松岡 勇次

首藤 誠治 松本 秀史

岡田千恵子 原野真壽子

本田 朝子

引揚者特別交付金の請求はすみましたが

引揚者特別交付金の請求については、殆ど完了に近く手続が終り既に圓償に上つて毎年八月十五日に支給を受けられておりますが、なかには未だ請求の手続をすまされてない引揚者の方がおられるかと思ひます。

請求の期限が三月三十一日迄になつていまして、該当者がありましたら大至急手続をすまされるようお知らせ致します。

技能士への進道

通二級技能士訓練課程

この講座は生産現場で働く方々に技能の裏付けとなる専門知識を与え、能力の向上を図るための職業訓練法に基づき、二級技能士訓練課程の通信講座です。

募集職種は

機械・仕上・機械製図・機械検査・時計修理・鉄鋼鋳物・鋳鋼鋳物・鉄鋼熱処理・木型・回転電機組立・製かん・板金・金属塗装・電気めつき・建築・ブロック建築・とび・左官・タイル張り・建築塗装・配管・建具・家具木工・広告美術・オフセット印刷・とつ版印刷・活版整版・横編みマヤス・洋服受講料は四、〇〇〇円（教科書・指導書・添削指導・面接指導）で一カ年で修了できます。

特典として修了者には受講した職種の二級技能検定学科試験が免除されます申込は随時受付です。

熊本総合高等職業訓練校

（熊本県菊池郡西合志町黒石）

電話四三二一三三九一

一(5)一

確定申告の間違いは訂正できます

所得税の確定申告は三月一五日で終わりましたが、確定申告を出されたあとで、申告を出されたあとで、申告書の間違いに気づかれた方はありませんか。間違つて、少なく申告されて税額がふえる場合には「修正申告」また多く申告して税額が減る場合には、「更正請求書」を出して正しい申告に訂正することができます。

「健康教育」研究発表

たくましさ、ねばり強さを目指して

本校では去る二月十六日、標題の研究発表会を開き、公開授業、分科会全体会の目録で研究討議がなされた。研究主題は「健康教育の総合的展開」特になべり強さの育成をめざしてであり、昨年度より全職員総力をあけて研究実践に努めてきたものである。本校児童は現代つ子の欠陥として、精神的にも体的にもたくましさ、ねばり強さに欠けている。従つて本校が取りくんでいる研究課題は、知徳体の調和のとれた全人教育をめざすものであり、特になべり強さを育成する手だてとして、

一、習慣形成行動体験を通して、
〇ねばり強く自主的に学習する態度を育てる。……学習部

二、「メモの活用」で自主性、主体性を養い根気強く学習に取り組むことを期待して学年に応じて「メモの活用」がなされてきている。

〇ねばり強く責任を持って行動する態度を育てる。……生活部

「無言清掃」で児童の一人ひとりが分担区域の仕事を完遂し、満足感を持つようなしとげる態度と行動力が強く要請され、児童の使命感が培かわれてきている。

〇ねばり強く積極的に体力を練る態度を育てる。……健康部
体力づくり、保健習慣では九州一周マラソン、うがい手洗いが実行され体力を練るとともに運動する気力が養われ、健康生活の習慣化がなされてきている。

体力づくりではマソソコースの設定やうがい場の設置で全校体育や休みの時間に児童達の積極的な意欲が生まれてきている。

二、授業を通して、
授業の学習過程においては、ねばり強さ育成のために興味関心、協力、問題解決学習の基本的指導に留意し児童の自発性、自主性、創造性が強く重視され伸ばされてきている。

右のような研究内容であるが研究が日常の生活実践の要素をめざして児童の自主的態度が育成されつつある。

児童のねばり強さの育成は一朝一夕にして成るものではない。学校の人的指導体制と物的環境構成を着実に、地域ぐるみで児童のねばり強さ育成に努力していくことが痛感される。職員一同この研究発表を期として更に研究推進につとめ全人教育に尽くしたい。 大津小学校

今月の行政相談

午前十時～午後二時
二十一日 町役場合議室
三十日 老人いこいの家

地代及び家賃の額改正



地代家賃統制令に基づく地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額に代わき額が改正され、昭和四十七年一月一日から適用されることとなりましたのでお知らせします。

改正の内容

(1)地代の算定式(年額)

(その年度の固定資産評価額×1,000分の四)十その年度の固定資産税額)注 その年度の固定資産税額が、その年度の課税標準となるべき額をこえるときは、当該課税標準となるべき額とする。

(2)家賃の算定式(年額)

その年度の固定資産評価額×1,000分の(8.2)十右の地代相当額次のことに留意下さい。

今回の改正により地代又は家賃の統制額は平均して地代については約二、七倍、家賃については約二、八倍に引上げられることになりましたが、この額は最高限度であつて、地代又は家賃が自動的に引上げられるのではなく、あくまで貸主の請求によつて改訂されるものであるので、貸主、借主よく話し合われ、無用の紛争を起さないようお願ひします。

なお次に該当する土地、建物については、この法律は適用されません。
一、一時使用のため賃貸する土地建物
二、昭和二十五年七月十一日以後に新築に着手した建物及及びその敷地
三、事務所店舗倉庫工場用の敷地及建物学校病院その他

○詳しくは総務課にお聞き下さい。

年金

国民年金保険料の特例納付

国民年金の保険料は二年たつと時効にかかります。納めたくても納められなくなります。しかし特例として左記の期間中に限り納められる途がひらかれています。

満六十五才の給付の時期に海を渡さぬよう六月までのうちに、未納保険料を完納して高額の年金権を確保致しなすよう。

特例納付が出来る期間
自昭和四十五年七月至四十七年六月

国民年金保険料の追納を早く

保険料の納付がいろんな事情で出来ない人の為に、申請免除の制度があります。この制度は免除といつておられますが、全く保険料を納めなくてもいいという事ではなく、県知事の免除承認を得た年から十年以内に納付しなければならぬ事になっています。

遺産相続をめぐる紛争

NO1

○跡つぎが出来ない農地の細分化
某老人は、本年二月約一町歩の農地と家屋敷を残して死亡した。

その老人は、早く妻を失い、農業を主とする長男の家庭の一員として同居し面倒をみてもらった。

長男のほかは、二男、二女がいるが同人はいずれも他所において独立の生計をたてている。

長男は、残された財産は当然自分一人が相続し、今後も農業を経営するところがあると思つていて、
ところが、ある日突然見知らぬ男が訪れ、「あなたが耕作している農地について、近く宅地造成工事にかかりたので、あなたの相続分五分の一の持分について売買契約をしよう

なお追納する場合の保険料は免除当時の保険料でよいことになっています。制度発足当時より続いて申免の人、最近申免していない人が、発足当時に申免ある人は出来る限り早目に免除分の保険料を追納して高額の年金権を確保しましょう。

障害者に対する老令福祉年金の支給開始年令の引下げ

二級程度の障害者に対する老令福祉年金の支給開始年令が七十才から六十五才に昨年十一月から引下げられました。老令福祉年金は満七才になりましたが、支給されることになりましたが、不幸にして二級程度の障害者を持つておられる人の為に、支給開始を五ヶ年早めて支給しようといふのです。

現在右のような状態の方は何の気兼ねもなく年金係に申出て医師の診断を受けて下さい。

診断書用紙は係に用意しております。

「らいたい。」と相談をもちかけた。事情を聞くと、他の兄弟四人は自分達が相続した各五分の一についてはすでにその不動産業者に持分売買の契約を済ませたことである。

その結果、多年親の面倒を見ながら農業を続けてきた長男一家には、約二反歩相当の農地と家屋敷が残るのみとなり、明日からの生活の目当てさえつかない状態に追い込まれた。

いまさらながら、「兄弟は他人の始まり」と父の位はいいに聞くと、「遺言により適正な遺産分配をしておいてくれたら」と、親の配慮の足りなさを残念に思っているという。

特にそのことを口にしなない妻の心情を思うと一そう切ない気持である



善意

社協一般寄附金

- 香典返し
 三〇〇〇円 本町一 中村正己殿
 一〇〇〇円 内牧 古庄 学殿
 五、〇〇〇円 多々良 府内一幸殿
 亡父竹松殿
 亡父武芳殿

オギヤール献金

- 二、〇〇〇円 大林 木村重宣殿
 二、〇〇〇円 古城 金田祐次々
 一、〇〇〇円 吐 早稲本昭夫々
 一、〇〇〇円 前田町 藤吉 衛々
 一、〇〇〇円 村上 津田邦洋々
 一、〇〇〇円 灰塚 宮崎文夫々
 一、〇〇〇円 杉下 西岡精生々
 一、〇〇〇円 古城 斉藤信幸々

老人ホーム慰問

- 熊本県共同募金会会長河津寅雄様
 見舞金五、〇〇〇円
 東京都町田市能ヶ谷町四十一一
 佐藤政子、佐藤純子二名様より
 見舞金五、〇〇〇円
 一町民(匿名者)ラクガン(三〇〇)個
 見舞金五〇〇〇円
 熊本善意銀行より備品購入援助費
 五、〇〇〇円

善意銀行

預託 現金口座二、〇〇〇円 匿名
 役場青年部主催の低所得家庭児童、母子児童、クリスマスパーティーの費用のため

福祉相談

毎週火曜日 十時～三時
 社会福祉協議会(老人類の家)
 々あなたのしわざのため々々
 悩みごとにはよくしないで相談所へ行きましょう。
 秘密厳守 料金無料

老人類の家

定例休館 毎週月曜日
 休湯日 四月上旬まで

今月の日曜在宅医

- 9時～5時
 3月5日 野上医院(菊陽2079) 野上医院(2550)
 馬場医院(2338) 佐藤医院(2029)
 3月12日 大塚医院(2149) 竹田洋医院(2521)
 馬場(豪)医院(2803) 西村医院(2010)
 3月19日 福田病院(2771) 樋口医院(2415)
 鈴木医院(菊陽2051) 中村医院(2016)
 3月26日 本田医院(2155) 兼島医院(2340)
 樽美医院(2100) 柴田医院(2050)

おめでとうございます

- 小西国津藤西藤矢早大金藤藤林申須
 島岡本田吉中由野福田田本水原田尾藤
 奈 三 順博津優明貴美 昭英路成淳
 光美香子順博津優明貴美 昭英路成淳
 貴子代子人明代子美子和智生子子美子
- 利精善邦華哲衛博昭義祐維哲松路政哲
 光生明洋作郎 敏夫勝次新夫治一弘也
- 大杉森杉大室大大室大古岩杉大引岩杉
 津水 水津 津津 津城坂水津水坂水

おみやみ申します

- 上野吉佐田三古川松今中村今水坂坂
 野内村藤代池庄地村村村上村上森本
 ワ武々常ト春竹幸末千三ト多支寿新
 芳二喜マ吉松子吉代ツリ門一平喜
- 室平杉高杉大外中大陣室室陣大森灰
 川水尾水津牧島津内 老人ホーム
 野

今月のまごう会

三月十九日 八時二十二分大津駅
 南郷谷 清水峠へ
 発足以来五九回目を迎えました、会員も年々増加し、ご夫婦での参加も多くなりました。
 四月より新しい年度になります。
 この際ぜひ新しい会員の入会をお待ちしています。年間会費一五〇円、別に会員証、ワッペン代一〇〇円です

大津地区交通安全協会だより

老万円 大津ロータリークラブ殿
 この寄附金で交通安全の黄色い上衣帽
 子を作り、大津中学校生徒会交通指導
 班へ贈りました。
 毎朝校門の前で元気に全生徒の登校指
 導を行っています。

白バラコーナー



知っておきたい選挙法

選挙運動は選挙期日の告示後、立候補の届出をした後でなければ運動することが出来ないの言うまでもありませんが、今回はその選挙運動について述べてみます。

選挙という点でも選挙違反になるのではないかと心配する人が多いのですが、本来は誰でも自由にできることが理想であります。

しかし、完全に自由にしてしまうと、金のある人や特定の人が有利になり、真に有権者の意思を代表する人が選ばれなくなってしまうおそれがあります。そこで金のかからない公正な選挙を実現するために選挙法により各種の制限が定められているわけであり、それによって今までの選挙活動にみられた違反の実例とか選挙運動などについて紹介してみます。

一、買収、供応、選挙妨害等
選挙のために買収をしたり、ご馳走をしたり、デマをたはむことや、候補者についてテマをおどかしたり、演説集会、交通等を妨害したり、選挙用のポスターを破ったりして選挙の自由をさまたげると処罰されることになりま

す。
●但し、自分の家に無断ではられたポスターは、自分でいでも選挙妨害にはなりません。

(違反実例)

イ、有力者を料亭にまねいて投票や、票あつめを頼んでお金や、品物を渡したり酒食をふるまったり又されたりしたものを

ロ、投票所の附近にたむろし投票に来た選挙人をおどかしたり又は選挙人に投票を依頼したものを

ハ、選挙運動用ポスターを破りすたりいらずら書をしたものを

二、戸別訪問

選挙運動のために一戸一戸訪ねまわることには戸別訪問として禁止されています。又各戸を訪問するつもりで一戸だけ訪ねても戸別訪問になります。

●商店などで、たまたま来た客に、その主人などが投票を依頼することはさしつかえありません。

●電話を使って「〇〇さんに投票して下さい」と各戸に電話をすることはさしつかえありません。

●道路とか電車、バスなどの乗物の中などでたまたま会った知人などに投票を依頼することは違反にはなりません。

(違反の実例)

イ選挙用のポスターをはる承諾を求めたことを口実にして運動員が戸別訪問をしたものを
ロ、訪問先の家中には、はいらないを依頼したものを

ハ、何人も運動員が手助けをして一人で一戸だけを訪問することとし、これを何日かづつしたものを

三、飲食物の提供

だれでも選挙運動に関して飲食物をふるまってはならないことになっております。但し、湯茶とかお茶うけ程度のお菓子などはさしつかえありません。

●法定の運動員に出す弁当については、法定の制限以内であればさしつかえありません。

(違反実例)

イ、通行人を選挙事務所に呼び入れて酒をふるまったりものを
ロ、陣中見舞いとして酒、果物などを候補者に贈ったものを

前に述べましたように「してよい選挙運動」であっても、選挙期日の告示後でなければ選挙運動をすることは出来ません。勿論投票日にはすべての選挙運動が禁止されています。

つねに、

明るい選挙の心がけ

消費者コーナー

商品の品質等表示の意義

消費生活のため、商品やサービスの上手な買い方「かしこい選択」を行なうことは

①安全で合理的な消費生活を営む基礎条件であることと

②消費者の意向が、公正自由な競争を導いて生産、販売に反映される必要条件となることと

従って「かしこい商品選択」が行われるようにすることは消費者の利益を保護するための基本的な課題であり、消費者自身の啓発はもとより、業界の自覚をもつて特に行政の面から商品やサービスの規格を整備し、消費者を保護する必要があります。

その法律や制度には、「工業標準化法(日本工業規格JIS)」、「農林物産規格法(FIS)」、「食品衛生法」、「薬事法」等があげられます。

また「表示の適正化を図る要諦用品品質表示法」等があります。要するに「表示の意義」を理解され、各種の法律、制度をよく徹底させることが必要です。

「熊本県消費生活センター」